

処遇改善規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 宅老所心 の介護職員等の処遇改善に関する事項を定め、本加算の趣旨に基づき支給することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程にある介護職員等とは、次のとおりとする。

- (1) 介護職員としての雇用契約を締結し、かつ実務を行う者。
- (2) 介護職員以外の雇用契約を締結している者。

(キャリアパス要件)

第3条 本規程にキャリアパス要件を定める。

- (1) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を別途、「介護職員キャリアパス（別紙1）」「職務分掌表（別紙2）」として定める。
- (2) (1) に応じた賃金体系を給与規程に定める。
- (3) 労働条件等を定めた就業規則、賃金体系等を定めた給与規程等、本規程に関わる諸規程等については、本部及び各事業所の PC 内共有フォルダにおいて公開し、職員は何時でもアクセスし閲覧できるよう整備する。また、変更がある際は随時全ての職員に周知する。
- (4) 職員の資質向上のため、各事業所管理者は当該事業所職員と「人事考課表（別紙3）」及び「目標管理シート（別紙4）」を用いて面談（意見交換）を行い、資質向上の目標等を定め、OJT はもとより法人研修・事業所内部研修・外部研修等活用し、育成を図る。
- (5) 資格取得支援のため、研修受講のための勤務シフトの調整や有給休暇取得推奨、法人資格取得・研修費等貸与規程（別紙5）に基づき、個々人のキャリアアップに資する取り組みをバックアップする。
- (6) 勤続年数や経験年数、及び資格取得や専門職能自己研鑽により昇給する仕組みを構築する。

(支給の方法)

第4条 処遇改善手当および特定処遇改善手当、または基本給の一部・各種手当の一部・一時金の一部・昇給の原資として支給する。

(手当の額および配分方法等)

第5条 別に定める「処遇改善加算等の支給方法に関する内規」に基づき支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程に定める介護職員等の処遇改善は、介護報酬等における処遇改善加算等に基づいて実施しているものであり、この加算が改廃された場合、それに応じてこの規程も改廃する。

付 則

- 1 この規程は、令和2年6月15日から施行する。
- 2 令和4年10月15日 一部改正
- 3 令和6年4月1日 一部改正